春日財産区　森林経営委託業務-4
プロポーザル実施・応募要領

（契約日から令和 14 年 3 月 31 日）

（佐久市 2081-ろ-5 林小班他）

令和 8 年 11 月 24 日

佐久市春日財産区

佐久市春日財産区森林経営委託業務プロポーザル実施・応募要領

令和 8 年 11 月 24 日
佐久市春日財産区

第１　事業の目的

佐久市春日財産区では、地域の共有財産である春日財産区有林のあるべき姿を求めて、「春日財産区有林経営指針」（別紙 1、以下「指針」という。）を定めました。
この指針に基づき、所有する森林の公益的機能を守り、森林資源の有効利用と循環を図るために、優れた技術と遂行力を持つ林業事業体に、森林整備及び木材の生産と販売に関する業務を 5 年間委託するものです。

また、林業事業体の選定にあたっては、指名型プロポーザル方式を採用し、指針に理解を得られる林業事業体から、森林経営（施業）計画及び木材販売等に関する企画・技術の提案を求めます。本業務は森林法に基づく 5 年間の森林経営計画を一貫して遂行することで初めて公益的機能と収益性を両立できる性質を有することから、最も優れた提案をした者を 5 年間の委託候補者として特定し、毎年度随意契約を締結することを目的とします。

第２　業務等の内容

１　業務名

佐久市春日財産区森林経営委託業務-4（佐久市 2081-ろ-5 林小班他）

２　委託予定箇所

（１）森林の所在　　佐久市 2081-ろ-5 林小班他
（位置図・計画対象森林図・森林簿のとおり）

（２）計画面積　　65.03 ha

３　委託予定期間　　契約日から令和 14 年 3 月 31 日まで

４　委託者　　佐久市春日財産区（事務局：佐久市望月支所経済建設環境係）

５　委託料及び契約の基本方針

（１）本業務は、伐採木の販売収入及び森林整備に係る補助金収入等により事業経費を賄う独立採算を基本とし、余剰が生じた場合は春日財産区へ「還元金」として納入するものとする。

（２）本プロポーザルの募集段階においては、委託料の事前の上限額（参考価格）は設定しない。参加事業者は、独自の収支計画に基づき、年度別の委託料請求見込額又は還元見込額を「年度別事業費等見積書（様式-5)」により提案すること。

（３）特定された候補者と春日財産区は、5 年間の森林経営委託に関する本契約を締結する。この本契約は、5 年間のパートナーシップの付与及び財産区有林の経営管

理の委託を定めるものであり、春日財産区の複数年度にわたる金銭債務（支払義務）を伴うものではない。

（４）毎年度の具体的な業務委託及び委託料の支払い等については、本契約に基づき、当該年度の予算の成立及び甲乙の協議が整うことを条件として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく単年度の随意契約（単年度業務委託契約）として締結するものとする。

（５）前号の単年度契約における委託料等の金額は、原則としてプロポーザルで提案された収支計画（様式-5）の範囲内とする。ただし、災害の発生、財産区側からの追加依頼、又は予見できない異常な経済変動等、正当な理由がある場合はこの限りではない。

（６）なお、すべての提案者の見積額が春日財産区の財政状況等に照らして予算措置が困難であると判断される場合、又は契約の協議が整わない場合は、候補者を特定しないことがある。

６　要求事項（企画・技術提案事項等）

（１）委託予定箇所の春日財産区有林において、現況を十分に調査した上で、指針に沿った立木の伐採、間伐、造林、保育、その他森林の施業及び作業道等開設、その他施設の整備について、森林経営計画書等の作成に結び付く企画・技術提案を行うこと。

（２）企画・技術提案にあたっては、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）及び、長野県の第15期千曲川上流地域森林計画変更計画書（令和8年4月1日変更）・佐久市森林整備計画変更計画書（令和8年4月1日変更）（計画期間、令和6年4月1日～令和16年3月31日。以下、「市森林計画書」という。）並びに～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会「森林管理マニュアル」を踏まえ、企画・技術提案書を作成すること。

（３）企画・技術提案書の作成にあたっては、春日財産区の継続的な森林経営に配慮し、木材販売収入や補助金の活用等により事業費の圧縮・独立採算に努め、春日財産区からの委託料支出を最小限に抑える（又は最大限の還元金を拠出する）計画とすること。

（４）企画・技術提案に対する審査結果により、その候補者となった者は、仮契約を締結し、森林経営計画書を策定して佐久市の認定を受けること。また、春日財産区議会の承認後、森林経営委託に関する本契約を締結する。

（５）事業実施に伴い法令等による規制がある場合は、その許認可等を受けるなど、関係機関等との調整を行い、春日財産区に報告すること。

（６）森林施業・保護及び事業実施に伴う補助金の交付申請、受領及び精算は、受託した林業事業体が行うこと。

（７）森林施業にあたっては、補助金適用の可否に係らず、必要と判断される作業は全て行うこと。

（８）森林施業にあたっては、長野県森林土木工事共通仕様書（最新版）に準じて作業を行うこと。

（９）森林施業にあたっては、～信州カラマツの故郷～佐久森林認証協議会安全管理規程

（ＦＭ森林施業安全管理仕様書）（以下「安全管理仕様書」という。）を遵守すること。
(10) 主伐や搬出間伐等を実施する際は、事前に適正な伐採木の調査を実施し、その結果を春日財産区へ報告して了解を得ること。
(11) 主伐は、市町村森林整備計画に沿った標準伐期齢を基本とし、皆伐する区域（林小班）がある場合は事前に春日財産区と協議し、人工造林を施業すること。
(12) 伐採木は全て認証材として運搬及び販売を行い、専用伝票を用いて月末毎に春日財産区に提出・報告すること。
(13) 森林の現状把握を随時行うとともに、春日財産区以外の者が所有する森林との境界巡視は、作業実施前に春日財産区と同行して一緒に行うこと。
(14) 森林の現状と森林 GIS データとの間に差異がある場合は、速やかに春日財産区に報告すると共に、データの修正を行うこと。
(15) その他特記仕様書（別紙 2）に記載された内容に基づき施業を行うこと。
(16) 委託を受けた林業事業体は、年度ごとの施業内容等の自己評価を含めた実施状況報告書と収支精算書（委託料確定額又は還元金額の算定根拠を含む）を作成して春日財産区に 5 月末までに提出するとともに、今後の継続的な森林経営等について春日財産区に提言を行うこと。
(17) 委託予定箇所に隣接する個人有林については、森林施業の共同化に向けて土地所有者への働きかけを積極的に行うこと。
(18) 施業及び作業の一括再委託は禁止する。
(19) 春日財産区が実施する長野県「森林（もり）の里親促進事業」に関わる森林整備活動について、事前準備・技術的助言・当日の運営補助等を求められた場合は、円滑な実施に向けて協力すること。

第３　指名対象者

１　指名対象者（林業事業体）

企画・技術提案を求める指名対象者は、次の（1）から（6）までの全ての要件を満たす森林組合、林業事業体、その他林業を営む事業者（以下「林業事業体」という。）とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
（２）指名日から候補者の特定の日までの間に、「佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成 24 年 2 月 10 日告示第 8 号）（改正平成 27 年 5 月 21 日告示第 75 号）」、又は「佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成 24 年 8 月 21 日告示第 109 号）」に基づく、入札参加または指名の停止措置を受けていないこと。
（３）次に掲げる者は、同一の案件に参加することができないものとし、該当しないこと。
ア　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係のいずれかに該当する者。

イ　一方の会社の会社法上の役員が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のいずれかに該当する者。

（４）次のいずれかに該当する林業事業体であること。

ア　森林施業プランナー資格を有する者がいる

イ　森林経営計画書の認定を受けた実績がある

ウ　選定経営体である

（５）SGEC（Sustainable Green Ecosystem Council）の CoC（Chain of Custody）認証を取得した林業事業体であること。

（６）長野県の森林整備業務入札参加資格者名簿（令和 8 年 5 月 1 日）に登録された林業事業体であり、佐久市・小諸市・南佐久・北佐久郡内のいずれかに本社（本店）を有すること。

２　その他

必要に応じて、後日、要件確認のための書類提出を求めることがあるので、その際は指定した期日までに提出をすること。

第４　実施スケジュール（予定）

指名型プロポーザルの実施スケジュール（予定）は次のとおりとする。

指名通知	令和 8 年 11 月 24 日（火）
質問受付期間（電子メール）	令和 8 年 12 月 1 日（火）まで 17 時 15 分（必着）
質問回答（市ホームページ）	令和 8 年 12 月 8 日（火）
現地確認申込期限	令和 8 年 12 月 8 日（火）まで 17 時 15 分（必着）
現地確認	令和 8 年 11 月 24 日（火）から 令和 8 年 12 月 18 日（金）まで
参加表明書の受付期限 （持参又は郵送）	令和 8 年 12 月 18 日（金）まで 17 時 15 分（必着）
企画提案書等提出期限 （持参又は郵送）	令和 9 年 2 月 15 日（月）まで 17 時 15 分（必着）
審査委員会によるヒアリング	令和 9 年 2 月 24 日（水）
審査結果通知	令和 9 年 2 月 26 日（金）

第５　プロポーザルの手続等

令和 8 年 11 月 24 日(火)までに指名通知（電子メールを予定）及び、本市ホームページでの実施要領等の公表を行う。

本プロポーザルに関する実施要領、特記仕様書、評価基準及び提出様式（様式-1～6）等の関係資料は、佐久市ホームページからダウンロードして取得すること。

１　応募要領等に関する質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

（１）質問書受付期間

令和 8 年 12 月 1 日（火）17 時 15 分まで（必着）

（２）提出書類

質問書（様式-1）

（３）提出方法　事務局へ電子メールで送信

ア　メール送信時の件名は「プロポーザル質問（事業者名)」とすること。

イ　事務局にて受信後、2 営業日以内に受付確認メールを返信する。

ウ　質問は参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容に関するものに限り受け付けるものとし、メールでの提出以外の方法での質問は受け付けない。

（４）回答

質問に対する回答は、令和 8 年 12 月 8 日（火）までに本市ホームページに掲載する。なお、質問がなかった場合は掲載しない。

（５）その他

ア　質問内容は質問者及び他事業者を特定できるような表現を避けること。

イ　質問に対する回答内容をもって、本実施・応募要領及び仕様書を追加又は修正したものとみなす。

２　現地確認の方法

（１）申込方法

現地確認を希望する者は、指名通知日から令和 8 年 12 月 8 日（火）17 時 15 分までに、事務局へ電子メールにて連絡を行うこと。

なお、連絡の際は、メールに「法人名（共同事業体の場合は全構成員名)、参加者氏名、連絡先、希望日時（第 3 希望まで)」を明記し、事務局と個別に日程調整を行い実施するものとする。

（２）現地確認の実施

「第 4 実施スケジュール」の「現地確認」期間内において行う。

なお、現地確認は 1 参加者（共同事業体の場合は当該共同事業体全体）につき 1 回のみとし、構成員が複数ある場合も合同で、原則として 2 日間以内で現地確認を完了させる日程となるよう、事前に事務局と調整すること。

（３）留意事項

ア 現地での公平性を担保するため、現地確認時における口頭での質疑応答は一切行わない。本業務に関する質問等がある場合は、別途定める「第 5　1 応募要領等に関す

る質問書の受付及び回答」の方法により提出すること。

イ 現地確認に係る交通費等の費用は参加者の負担とする。また、山林内での現地確認に伴う事故、負傷等について、春日財産区は一切の責任を負わない。

3　参加表明書の受付

本プロポーザルに参加表明する者は、次の方法で提出すること。

（1）提出書類

参加表明書（様式 2）

（2）参加表明書受付期間

令和 8 年 12 月 18 日（金）17 時 15 分まで（必着）

（3）提出方法

プロポーザルへ参加する者は参加表明書（様式 2）を事務局への持参又は郵送。

辞退するものは参加辞退届（様式 3）を（2）と同様に提出すること。

持参の場合は土日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付を行う。

（4）提出先

佐久市春日財産区事務局（佐久市望月支所経済建設環境係内）

佐久市望月 263 番地

4　企画・技術提案書等の作成及び提出書類の受付

企画・技術提案等は、前記、「第 2　業務等の内容」の「6　要求事項」を参考に作成し、次により提出するものとする。なお、企画・技術提案書の様式は、A4 縦型を基本とし、資料等でA3 判を使用する場合は右側を片袖折りとする。

（1）企画・技術提案書受付期間

令和 9 年 2 月 15 日（月）17 時 15 分まで（郵送の場合は必着）

（2）提出書類

ア　企画・技術提案書（様式-4）

イ　年度別事業費等見積書（様式-5）

ウ　法人等概要書（様式-6）

【法人等概要書添付書類】

①履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本、ただし、個人の場合は住民票の写し。）提出日において発行から 30 日以内のもの

②直近事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類（任意様式）

（3）提出部数　　6 部（正本 1 部、副本 5 部）

（4）提出方法

事務局への持参又は郵送。

持参の場合は土日・祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付を行う。

（5）提出先

佐久市春日財産区事務局（佐久市望月支所経済建設環境係内）

佐久市望月263番地

（６）注意事項

プロポーザル審査会において、Microsoft PowerPoint等を使用したプレゼンテーションを希望する場合は、スライド等を紙に印刷した資料を、前記の提出書類と同様に事務局へ持参又は郵送により提出すること。

５　プロポーザル参加に際しての注意事項

（１）失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ　本件に関して審査委員と接触するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ　応募要領に違反すると認められる場合

オ　その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

（２）著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

（３）複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画・技術提案書の提出はできないものとする。

（４）提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない（軽微なものを除く。）。

（５）返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。

（６）費用負担

企画・技術提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

（７）その他

ア　プロポーザル参加表明書を提出した場合であっても、所定の書類が提出されない場合は、辞退したものとみなす。

イ　プロポーザル参加者は、所定の書類提出をもって、応募要領等の記載内容に同意したものとする。

ウ　所定の書類を提出後に参加を辞退する場合は、審査委員会によるヒアリングの開催日前日までに、辞退届（様式－3）を事務局に持参又は郵送するものとする。

第６　審査に係る事項

１　審査方法

企画・技術提案の審査は、春日財産区が定める「佐久市春日財産区森林経営委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」により組織されたプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

２　審査委員会によるヒアリング

提出された書類を基に参加者名を伏せて書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

（１）実施日　　令和 9 年 2 月 24 日（水）　13 時 30 分から

（２）開催場所　　佐久市望月 263 番地　佐久市役所望月支所　3 階　大会議室

（３）プロポーザルの所要時間

ア　プレゼンテーション　　30 分程度

イ　審査委員からの質疑（ヒアリング）　20 分程度

（４）注意事項

ア　プレゼンテーションの順番は、原則として企画・技術提案書の受付順とする。

イ　指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

ウ　Microsoft　PowerPoint 等を使用したプレゼンテーションを希望する場合は、事前に事務局へ連絡し、パソコン等必要な機材は、プロポーザル参加者が持参するものとする。なお、スクリーン及びプロジェクターは、春日財産区が用意する。

エ　プレゼンテーションの際、参考としてパンフレット等の資料を配付する場合は、事前に事務局へ連絡する。

３　評価方法及び委託候補者特定方法

（１）審査委員会の審査においては、「評価基準」（別紙 3）に基づき行う。

（２）点数付けは、参加者ごとに各審査委員が得点を計算し、審査委員ごとの参加者の順位を決める。

（３）審査委員が参加者順位 1 位を最も多く付けた参加者を候補者として特定する。参加者順位 1 位が同数の場合は、参加者順位 2 位を最も多く付けた参加者を候補者として特定する。以下同数の場合は、同様に 3 位、4 位と続ける。

（４）前号の規定にかかわらず、同数の場合は、審査委員会で協議のうえ、候補者を特定するものとする。

（５）特に事情がある場合は、参加者の総得点数によるなど他の方法により候補者を特定することができる。

４　審査結果の通知及び公表

審査の結果は、すべての参加者に通知するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。

また、候補者となった者と春日財産区との間で、契約に当たって協議が整わなかった場合は、審査結果において、評価点による得点の合計点が次に高い参加者を候補者とすることがある。

５　異議申し立て

審査結果に対する異議申し立ては一切受理しない。

第７　契約の締結

１　本契約の締結

この業務の契約対象とした候補者は、提出した企画・技術提案書等に基づき森林経営計画書（案）を作成し、佐久市の認定を受けることを前提に、委託業務の基本枠組みを確定させたうえで、金銭債務を伴わない「仮契約」を締結するものとする。その後、5 年間の委託候補者の決定として春日財産区議会の承認を得た上で、これを「本契約」とする。

２　委託内容の決定

委託業務の内容は、提案された企画・技術提案を基本とするが、契約の候補者と春日財産区との協議により最終的に決定するものとする。協議が整わなかった場合は、次点者を候補者として協議を行うことがある。

３　単年度業務委託契約（随意契約）の締結

本契約に基づき、毎年度、春日財産区の当該年度の予算（当初予算又は補正予算）が成立した後に、その年度の具体的な事業計画と金額（無償・還元金、又は予算の範囲内の委託料）を確定させ、「単年度業務委託契約」を締結するものとする。

第８　業務の適正な実施に関する事項

１　業務の一括再委託の禁止

受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、春日財産区と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。この場合は施業体制を明確にし春日財産区に報告するものとする。この時、監督業務は選定された林業事業体が行うものとする。

２　個人情報保護

受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律等関連法令及び関係規定に準じ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めるものとする。

３　守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

また、委託業務終了後も同様とする。

４　森林経営計画書と単年度ごとの事業計画書等の提出

受託者は、森林経営計画書を策定し、佐久市の認定を受けるとともに、事業計画書及び業務スケジュールを作成すること。

また、業務の実施にあたっては単年度ごとに春日財産区と協議を行い、当該年度の予算成立を条件として事業計画書及び見積書を作成し、単年度契約を締結すること。

なお、単年度契約において財産区から委託料を支払う場合は、当該予算の範囲内で支払上限額（概算額）を定め、年度末の収支精算により確定額を決定するものとする。精算の結果、事業収入が事業経費を上回った場合は、委託料を０円とし、超過額を還元金として納入するものとする。

５　事業実施報告書の提出及び業務の完了・引渡し

受託者は、毎年度計画し単年度契約を交わした業務について、当該年度内に完了させた上で事業実施報告書（任意様式）を提出し、春日財産区議会の承認を受けるものとする。

また、必要に応じて春日財産区議員及び事務局と施業実施地域の巡視を行うこととする。

なお、本業務の委託期間満了時において次期受託者等へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、事業で得られた必要なデータ等を遅滞なく春日財産区又は次期受託者へ引き渡すものとする。

第９　業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

１　受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、春日財産区は契約の解約ができるものとする。この場合において、春日財産区に生じた損害は、受託者が賠償するものとし、受託者に生じた損害等がある場合は受託者の責において処理し、春日財産区には帰属しないものとする。

なお、受託者は、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、春日財産区と協議のうえ、引き継ぐものとする。

２　その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、春日財産区及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、その可否について協議するものとする。ただし、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

各種書類送付及び問い合わせ先

事務局　　〒384-2202　佐久市望月 263
佐久市　望月支所　経済建設環境係
電話　0267-53-3111（内線 132)、ＦＡＸ　0267-53-3115
メールアドレス：motidukisisyo@city.saku.nagano.jp

春日財産区有林経営指針

平成 26 年　1 月 15 日
改正　平成 30 年　3 月　1 日
改正　令和　5 年　4 月　1 日
改正　令和　8 年11月19日

春日財産区は、
『長野県森林づくり指針（計画期間　令和 5 年度～令和 14 年度）』
『第 15 期　千曲川上流地域森林計画変更計画書(令和 8 年 4 月 1 日変更)』
『佐久市森林整備計画変更計画書（令和 8 年 4 月 1 日　変更）』
『～信州カラマツの故郷～　佐久森林認証協議会　森林管理マニュアル』
を基本に、特に地域の課題等以下の項目に配慮をした森林施業を行う。

・森林資源の利活用を図るとともに、長期的な視野で森林資源の循環を守る。
・豊かな水資源を守り、森林の持つ水源涵養機能の維持・増進を図る。
・今後増加することが予想される異常気象の際にも、土砂流出・崩壊等の災害を防止し、地域住民の安全を守る。
・渓畔林等特徴的な自然環境を守り、生物多様性を維持する。
・財産区有林に隣接する個人有林と一体となった、地域的にまとまりのある整備計画を立てるように努める。
・林業専用作業道の充実を図り、環境と防災に配慮した新規作業道（水切りを多用するなど壊れにくい作業道）の作設及び維持管理を推進し、今後の長期的な森林の維持管理及び地域住民の立ち入りを容易なものとする。
・木材生産に於いては、地域の既存製材所を積極的に利用し、また、低品質材・広葉樹等も地域住民が森林資源として活用できる仕組みをつくる。
・各作業工程で、 地域の技術者の参加を促進し、財産区有林と地域の関係を深める。
・地球温暖化等の影響により、今後侵入・増加が予想される松くい虫被害に対応すべく、アカマツ材の積極的利用と、樹種転換を図る。
・特定外来生物等新たに侵入が懸念される病害虫に対して、迅速に情報収集を行い、適切な対応策を講じる。
・集落や耕作地周辺では、緩衝帯や目通しの良い森林づくりによって、農林業及び地域住民に対する野生鳥獣による被害の減少を目指す。
・森林(もり)の里親促進事業を活用して、企業による森林整備の取組みを推進する。
・森林セラピー基地「春日の森」と、それに近接する地域では、森林の持つ癒しの効果を維持・増幅する森林づくりをする。
・春日温泉・春日渓谷等の観光地としての景観に配慮する。
・地域の子供達に森林に触れる機会を提供する。

別紙2

特 記 仕 様 書

令和 8 年 11 月 24 日

佐久市春日財産区森林経営委託業務-4

（佐久市 2081-ろ-5 林小班他）

1　指定範囲内の以下のものはそれぞれの指定施業要件に従い施業を行うこと。

（1） 春日財産区が行う長野県「森林の里親促進事業」の主要活動範囲（以下）の準備・サポート・管理

2081-い-2 （カラマツ 0.16ha 85 年生）
2081-い-3 （カラマツ 0.44ha 50 年生）
2081-い-4 （アカマツ 1.31ha 85 年生）
2081-い-5 （カラマツ 3.33 ha 75 年生）
2081-い-6 （カラマツ 0.53 ha 88 年生・アカマツ 0.13ha 88 年生）
2081-い-7 （カラマツ 3.49ha 88 年生）
2081-ろ-5 （カラマツ 5.36ha 88 年生・アカマツ 1.34ha 88 年生）
2081-ろ-6 （カラマツ 0.44ha 83 年生）
2081-ろ-7 （カラマツ 1.31ha 75 年生）
2081-ろ-8 （カラマツ 0.59ha 75 年生）

特に 2081-い-5 と 2081-ろ-5 の平坦な部分は、毎年 0.5ha 程度、主伐・搬出・地拵え・植栽準備を行う。また、上記主要活動範囲に、遊歩道（幅員 2.5m 程度、長さ 1,000m 程度）のと憩いの広場を設営すること。なお、春日財産区から運営補助を求められた場合は、円滑な実施に向けて協力すること。当該協力に伴い発生する費用（人員の追加配置や資機材の用意等）については、別途春日財産区と協議するものとする。

（2） カラマツの 40 年生以下の林小班については、間伐を行うこと。

（3） 高齢林のサワラについてはその有効利用について春日財産区と協議すること。

2　その他

・ゴルフ場進入路沿いの施業については、時期・仕様・景観配慮等について春日財産区と協議すること。

・アカマツ林は、松くい虫被害に関する「佐久地域独自基準による地域区分図」（最新版）に基づき、施業の制限が無い地域では通常の間伐を行い、アカマツ林の健全育成を目指すこと。

・松くい虫被害木は、随時発生場所を春日財産区に報告するとともに、伐倒・燻蒸処理を行うこと。また、委託期間中は発生場所の巡視を行い、後発の被害木についても、同様の処理を行うこと。

・高齢林のカラマツ林を皆伐する場合は、単年度の皆伐面積は概ね 5ha 程度とすること。

・主伐搬出用の作業道を開設する場合には、カーブを多くとり、水切りを施して、雨水による作業道の損壊を極力防ぐようにすること。

別紙3

評 価 基 準

	評価項目	評価内容	配点
基本事項（参加者評価）	実施体制	・事業の目的を達成するために、十分な実施体制とスタッフを有しているか。 ・企画提案を実施するために必要な機械設備等を持ち合わせているか。 ・委託契約期間中、事業を継続的に実施できる体制となっているか。	10
	安全管理	・安全管理体制が整っているか。	15
	業務実績	・本事業に類する事業で良好な実績を有し、本事業に十分生かせるか。	10
	経営基盤	・直近の決算等から、委託期間中、適正に業務を運営できる安定した財務状況であるか。	10
企画提案事項（提案内容評価）	コンセプト	・2つのテーマを考慮した具体的な構想、施策の提案となっているか。	30
	事業実施計画	・事業の実施計画について、業務の内容や目的を理解し、地域の森林資源状況や、地域の課題等に対応した森林整備計画となっているか。 1）将来の目標林形を明確にした計画、施業となっているか。 2）地元地域の小規模事業体との協働や、事業地に隣接する個人所有林と一体になった計画となっているか。 3）獣害対策や景観に配慮した里山整備となっているか。	30
	技術提案	・事業実施に向けて効率性、安全性、環境性などに配慮した技術提案となっているか。 1）主伐期を迎えている高齢林地の施業方針提案 2）環境への負担を軽減し、壊れにくい作業道等開設に関する技術提案 3）流通システム・伐採木の販売方法に関する技術提案	20
	事業管理 自己評価	・事業実施及び実施後の施工管理体制が整っているか。 ・実施内容について自ら分析、評価を行い、次年度以降の業務改善に向けた取組となっているか。	10
価格事項	見積内容	・企画提案内容に見合った適切な見積となっているか。	10
	効率性 経済性	・効率的な実施による経済性に優れた価格となっているか。	15
	還元金	・還元見込額を参照する 評価点の下限1点＋（春日財産区への還元金額(全体計画総額)/プロポーザル参加者の還元金額(全体計画総額)の最大値）×評価点の上限4点 ※配点は小数点第二位以下四捨五入とする。	30
ヒアリング事項	取組姿勢	・業務の目的、内容を十分に理解し、提案内容を的確に説明するなど、取組意欲が高いか。 ・審査者からの質問に対し、技術的知識や豊富な経験に基づいた回答をしているか。	10
合計			200